

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金(海外からの共同受注グループの育成)
補助事業等の目標	市内工業者が異業種間交流を基に、世界視野で新規販路の開拓を行うことで工業の活性化を図る。
補助事業等の対象者	業種の異なる 5 社以上の工業者が共同して海外からの受注活動を行う場合の共同受注グループ
補助対象経費	活動に要した経費。(ただし、関連会社及び系列会社で行うものは除く。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、その経費の 2 分の 1 以内の額。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 1 共同受注グループに対する補助は 3 年を上限とする。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 諏訪市海外受注共同化活動補助金交付申請書(様式第 2 号—1) (2) 諏訪市海外受注共同化活動実施報告書(様式第 5 号—1)
提出書類	(1) 諏訪市海外受注共同化活動補助金交付申請書(様式第 2 号—1) (2) 諏訪市海外受注共同化活動実施報告書(様式第 5 号—1)
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行)